

慶弔金

給付項目	支給事由		金額
弔慰金	死亡	会員	100,000 ^円
		配偶者	50,000
		子	10,000
		親	実父母が対象となります。但し、配偶者の父母と同居の場合も対象となります。 5,000

- 「共済金給付請求書」に親子関係など支給事由が確認できるもの（戸籍謄本・抄本、死亡診断書等）を添付して事業主に証明していただき、サービスセンター事務局へご請求ください。

餞別

給付項目	支給事由	金額
餞別	<ul style="list-style-type: none"> ・会員（従業員）が退職したとき。 但し、入会以後同一事業所に3年以上勤続した会員を対象とします。 ・会員（事業主）が廃業したとき。 但し、入会以後3年以上経過した会員を対象とします。 ※請求の際は「会員資格喪失届」も同時に提出してください。	3,000 ^円

- 「共済金給付請求書」に事業主に証明していただき、サービスセンター事務局へご請求ください。

【ご注意】 事由発生から6ヵ月を過ぎますと請求効力を失いますので、ご注意ください。

優良従業員表彰

給付項目	支給事由	金額
優良従業員表彰	同一事業所に30年勤続し、事業主が推薦する会員。 (事業主、家族従業員及び会社役員を除く)	15,000円 (記念品代)

- 対象者には事務局よりご連絡いたします。